

奈良県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり県道の路線を廃止する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三日

奈良県知事 山下 真

路線 番号	路線 名	起 点	終 点	重要な経過地	備 考
3 6	天理王寺線	磯城郡川西町大字唐院八八五番一地先（飛鳥川右岸堤）から	磯城郡川西町大字保田三七三番三地先（曾我川右岸堤）まで		川西町に移管